

石狩市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月17日

石狩市長 加藤龍幸

石狩市規則第41号

石狩市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石狩市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成24年規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第4条第3号の任命権者が認めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法第124条に規定する専修学校<u>(自己啓発等休業をしようとする職員が同法第125条第3項に規定する専門課程のうち専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条又は第3条の規定により当該課程を修了した者が専門士又は高度専門士と称することができる」と文部科学大臣に認められたものを履修する場合に限る。)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(奉仕活動の範囲)</p> <p>第4条 条例第5条第2号の任命権者が認めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 青年海外協力隊、<u>シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア及び日系社会シニア・ボランティアとして従事する活動</u></p> <p>(2) <u>国連ボランティア計画が日本国政府を通じ派遣を要請し、これに基づき独立行政法人国際協力機構から推薦され従事する活動</u></p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法第124条に規定する専修学校</p> <p>(5) 略</p> <p>(奉仕活動の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 青年海外協力隊、<u>シニア海外協力隊、日系社会青年海外協力隊及び日系社会シニア海外協力隊として参加する活動</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人国際協力機構から推薦され国際連合ボランティア計画の要請に応じて参加する活動</u></p>

別記第1号様式（第5条関係）（表面）

自己啓発等休業承認（期間延長承認）申請書

年 月 日

石狩市長 様

(申請者)
所属
職
氏名

下記のとおり自己啓発等休業の（承認・期間の延長の承認）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、職務復帰後は、休業中の活動の成果を公務に生かすため、引き続き石狩市職員として従事する所存です。

自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 〔所在地〕	〔 〕			
		課程（修業年限）				
		履修の期間				
	国際貢献活動	活動組織				
		活動国・地域				
活動期間		国内訓練	年 月 日から	年 月 日まで		
		活動国滞在	年 月 日から	年 月 日まで		
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで					
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで					
既に自己啓発等休業の承認を受けている期間	年 月 日から 年 月 日まで					
備考						

注1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等における修学又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」等を記入する。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入する。
- 5 「備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等における履修又は国際貢献活動の別、休業期間等)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長をする理由その他市長が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。

別記第1号様式（裏面） 略

別記第1号様式（第5条関係）（表面）

自己啓発等休業承認（期間延長承認）申請書

年 月 日

石狩市長 様

(申請者)
所属
職
氏名

下記のとおり自己啓発等休業の（承認・期間の延長の承認）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、職務復帰後は、休業中の活動の成果を公務に生かすため、引き続き石狩市職員として従事する所存です。

自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 〔所在地〕	〔 〕			
		課程（修業年限）				
		履修の期間				
	国際貢献活動	活動組織				
		活動国・地域				
活動期間		国内訓練	年 月 日から	年 月 日まで		
		活動国滞在	年 月 日から	年 月 日まで		
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで					
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで					
既に自己啓発等休業の承認を受けている期間	年 月 日から 年 月 日まで					
備考						

注1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外協力隊」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入すること。
- 5 「備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間等)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長をする理由その他市長が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

別記第1号様式（裏面） 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則中第3条の改正は公布の日から、第4条及び別記第1号様式の改正は令和8年7月1日から施行する。